

指定居宅介護支援事業所 のがわ介護相談室

運営規定

(事業の目的)

第1条 北多摩中央医療生活協同組合が運営する、指定居宅介護支援事業所 のがわ介護相談室（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）は、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向を基に、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう居宅サービス計画を作成するとともに、適正なサービス提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2、事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3、事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に行う。

4、事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 指定居宅介護支援事業所 のがわ介護相談室

(2) 所在地 東京都小金井市本町1-15-9

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 : 1名 (常勤職員・介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 : 1名以上

介護支援専門員は、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう居宅サービス計画を作成するとともに、適正なサービス提供が確保されるよう、関係機関と

の連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜とする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時までとする。
- (3) 連絡体制 電話により、24時間常時連絡可能な体制をとる。

(居宅介護支援事業の内容)

第6条 指定居宅介護支援事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 市区町村からの委託を受けて行う認定調査
- (2) 居宅介護サービス計画の作成
- (3) 介護にかかる相談援助や、要介護認定の申請手続きの代行
- (4) サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介
- (5) その他、要介護者等の自立に必要な援助

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施範囲は、小金井市、三鷹市、武蔵野市、調布市、府中市とする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、公正労働大臣が定める基準による額とする。

2、前条の通常の事業の実施範囲を越えて居宅を訪問するのに要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合であっても、公共交通機関の料金を充てる。

3、その他の費用の聴衆が必要になった場合については、その都度利用者と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に利用者の病状の急変、その他の緊急自宅が生じたときは、速やかに主治医、家族、関係者に連絡する等の措置を講ずる。

(苦情処理)

第10条 提供した指定居宅介護支援事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第11条 本事業に置いて知り得た利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

3、従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、離職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

(2) 事業所において、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(暴言・暴力・ハラスメントに関する事項)

第14条 事業所は、利用者や従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うと共に、必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

(1) 利用者情報・サービス提供錠の留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的(週1回)に開催する。

(2) 他法人と共同で事例検討会等研修会を企画・参加する。

2、事業所は、従業者の質的向上を図るために研修計画を策定(年1回)、計画に沿って研修を実施するものとする。

3、この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、北多摩中央医療生活協同組合と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(付則)

この規定は平成12年4月1日から施行する。

平成16年5月1日 改定

平成20年4月1日 改定

平成22年11月1日 改定

平成24年4月1日 改定

平成25年5月1日 改定

平成26年7月22日 改定

平成27年3月20日 改定

平成30年4月1日 改定

令和2年11月1日 改定

令和3年4月1日 改定

令和6年4月1日改定